



山形県公報

令和5年6月13日(火)
第412号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

○山形県立農林大学校条例施行規則の一部を改正する規則……………(専門職大学整備推進課) ……637

### 告 示

- 県議会定例会の招集……………(財 政 課) ……639
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………( 同 ) ……同
- 救急病院等の告示……………(医療政策課) ……同
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(農業技術環境課) ……640
- 農林水産大臣の指定に係る解除予定保安林の通知……………(森林ノミクス推進課) ……同

### 教育委員会関係

#### 告 示

○山形県教育委員会6月定例会の招集……………同

### 公 告

- 危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施……………(消防救急課) ……641
- 指定管理者の募集……………(産業技術イノベーション課) ……643
- 令和6年度山形県立農林大学校入校者の募集……………(専門職大学整備推進課) ……644
- 一般競争入札の公告……………(会 計 局) ……645
- 指定管理者の募集……………(教育委員会) ……646
- 監査結果の公表……………(監 査 委 員) ……647
- 令和3年度会計対象財政的援助団体等の監査結果の公表……………( 同 ) ……650
- 監査の結果に基づき講じた措置の公表……………( 同 ) ……651
- 同……………( 同 ) ……652

## 規 則

山形県立農林大学校条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第38号

#### 山形県立農林大学校条例施行規則の一部を改正する規則

山形県立農林大学校条例施行規則(昭和58年2月県規則第8号)の一部を次のように改正する。

第3条中「60名」を「40名」に改める。

第4条の見出しを「(学科及び専攻コース)」に改め、同条第3号を次のように改める。

#### (3) 野菜・花き経営学科

第4条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条に次の1項を加える。

2 野菜・花き経営学科に野菜コース及び花きコースの専攻コースを置く。

別表第1第3項第3号を次のように改める。

(3) 野菜・花き経営学科

イ 野菜コース

| 教 科 目        | 第 1 学 年 |     | 第 2 学 年 |     |
|--------------|---------|-----|---------|-----|
|              | 時間数     | 単位数 | 時間数     | 単位数 |
| 植物育種         | 16      | 1   |         |     |
| 野菜作物生理       | 16      | 1   |         |     |
| 土壌肥料         | 32      | 2   |         |     |
| 作物病虫害防除      | 16      | 1   |         |     |
| 野菜栽培Ⅰ        | 64      | 4   |         |     |
| 野菜先進技術論      | 48      | 3   |         |     |
| 野菜マーケティング演習Ⅰ | 32      | 2   |         |     |
| 農業機械実習Ⅰ      | 40      | 1   |         |     |
| 先進園芸施設活用実習Ⅰ  | 40      | 1   |         |     |
| 野菜生産販売実習Ⅰ    | 400     | 10  |         |     |
| 地域協働研究       | 40      | 1   |         |     |
| 先進農業者等体験学習   | 160     | 4   |         |     |
| 環境保全と農業      |         |     | 16      | 1   |
| 野菜病虫害        |         |     | 16      | 1   |
| 野菜経営         |         |     | 16      | 1   |
| 野菜栽培Ⅱ        |         |     | 64      | 4   |
| 農業機械         |         |     | 16      | 1   |
| 園芸施設利用       |         |     | 16      | 1   |
| 野菜マーケティング演習Ⅱ |         |     | 16      | 1   |
| 先進園芸施設活用実習Ⅱ  |         |     | 40      | 1   |
| 野菜生産販売実習Ⅱ    |         |     | 520     | 13  |

ロ 花きコース

| 教 科 目        | 第 1 学 年 |     | 第 2 学 年 |     |
|--------------|---------|-----|---------|-----|
|              | 時間数     | 単位数 | 時間数     | 単位数 |
| 植物育種         | 16      | 1   |         |     |
| 花き作物生理       | 16      | 1   |         |     |
| 土壌肥料         | 32      | 2   |         |     |
| 作物病虫害防除      | 16      | 1   |         |     |
| 花き栽培Ⅰ        | 64      | 4   |         |     |
| 花き先進技術論      | 48      | 3   |         |     |
| 花きマーケティング演習Ⅰ | 32      | 2   |         |     |
| 農業機械実習Ⅰ      | 40      | 1   |         |     |
| 先進園芸施設活用実習Ⅰ  | 40      | 1   |         |     |
| 花き生産販売実習Ⅰ    | 360     | 9   |         |     |
| フラワー装飾Ⅰ      | 40      | 1   |         |     |
| 地域協働研究       | 40      | 1   |         |     |
| 先進農業者等体験学習   | 160     | 4   |         |     |
| 環境保全と農業      |         |     | 16      | 1   |
| 花き病虫害        |         |     | 16      | 1   |
| 花き経営         |         |     | 16      | 1   |
| 花き栽培Ⅱ        |         |     | 64      | 4   |
| 農業機械         |         |     | 16      | 1   |

|              |  |  |     |    |
|--------------|--|--|-----|----|
| 園芸施設利用       |  |  | 16  | 1  |
| 花きマーケティング演習Ⅱ |  |  | 16  | 1  |
| 先進園芸施設活用実習Ⅱ  |  |  | 40  | 1  |
| 花き生産販売実習Ⅱ    |  |  | 480 | 12 |
| フラワー装飾Ⅱ      |  |  | 40  | 1  |

別表第1第3項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

**附 則**

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に山形県立農林大学校に在籍する者に係る学科並びに教科目並びにその時間数及び単位数は、改正後の第4条及び別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**告 示**

**山形県告示第449号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、山形県議会定例会を令和5年6月21日山形市に招集する。

令和5年6月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県告示第450号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和5年6月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                          | サービスの種類     | 廃止年月日       |
|--------------------|--------------------------------------|-------------|-------------|
| 株式会社三友医療           | 介護付有料老人ホームサンメイトさんゆう<br>米沢市金池一丁目1番31号 | 特定施設入居者生活介護 | 令和 5. 5. 31 |

**山形県告示第451号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和5年6月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                          | サービスの種類         | 廃止年月日       |
|----------------------|--------------------------------------|-----------------|-------------|
| 株式会社三友医療             | 介護付有料老人ホームサンメイトさんゆう<br>米沢市金池一丁目1番31号 | 介護予防特定施設入居者生活介護 | 令和 5. 5. 31 |

**山形県告示第452号**

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

令和5年6月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 名 称     | 所 在 地            | 認 定 期 間                    |
|---------|------------------|----------------------------|
| 公立高島病院  | 東置賜郡高島町大字高島386番地 | 令和5年6月28日から<br>令和8年6月27日まで |
| 新庄徳洲会病院 | 新庄市大字鳥越字駒場4623番地 | 令和5年7月13日から<br>令和8年7月12日まで |

**山形県告示第453号**

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和5年6月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
東根市農業協同組合  
代表理事組合長 松浦 洋二  
東根市中央東三丁目7番21号
- 届出の内容

| 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地                 |                                              | 変更年月日     |
|----------------------------------------------|----------------------------------------------|-----------|
| 変 更 前                                        | 変 更 後                                        |           |
| 東根市農業協同組合<br>代表理事組合長 佐藤 勝臓<br>東根市中央東三丁目7番21号 | 東根市農業協同組合<br>代表理事組合長 松浦 洋二<br>東根市中央東三丁目7番21号 | 令和5年3月30日 |

**山形県告示第454号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和5年6月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 解除予定保安林の所在場所  
新庄市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 保安林解除の理由  
指定理由の消滅  
（「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林ノミクス推進課及び新庄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**教育委員会関係**

**告 示**

**山形県教育委員会告示第12号**

山形県教育委員会6月定例会を次のとおり招集した。

令和5年6月13日

山形県教育委員会  
教育長 高 橋 広 樹

- 招集の日時 令和5年6月15日（木） 午後1時30分
- 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室

3 議 題

- (1) 令和5年度山形県立高等学校の入学者募集について
- (2) 山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について
- (3) 教職員の人事について
- (4) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について
- (5) 山形県図書館協議会委員の解嘱及び任命について
- (6) 山形県スポーツ推進審議会委員の任命について

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施する。

令和5年6月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 講習の種別

- (1) 給油取扱所講習  
給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習
- (2) 石油コンビナート講習  
石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第6号に規定する特定事業所における危険物施設（前号に掲げる危険物施設を除く。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習
- (3) 一般講習  
前2号に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習

2 対面による講習の日時及び場所

(1) 給油取扱所講習

| 日            | 時         | 場 所            |
|--------------|-----------|----------------|
| 令和5年8月18日（金） | 午前9時から    | 庄内総合支庁         |
| 同 8月25日（金）   | 午後1時30分から | 置賜総合支庁西置賜地域振興局 |
| 同 8月30日（水）   | 同         | 置賜総合支庁         |
| 同 9月8日（金）    | 午前9時から    | 最上総合支庁         |
| 同 9月14日（木）   | 午後1時30分から | 庄内総合支庁         |
| 同 9月28日（木）   | 同         | 山形国際交流プラザ      |
| 同 10月12日（木）  | 同         | 村山総合支庁北村山地域振興局 |
| 同 10月25日（水）  | 同         | 村山総合支庁西村山地域振興局 |
| 同 12月8日（金）   | 同         | 村山総合支庁         |

(2) 石油コンビナート講習

| 日 時                    | 場 所         |
|------------------------|-------------|
| 令和5年10月20日（金）午後1時30分から | 酒田市総合文化センター |

(3) 一般講習

| 日 時                   | 場 所            |
|-----------------------|----------------|
| 令和5年8月17日（木）午後1時30分から | 庄内総合支庁         |
| 同 8月18日（金）同           | 同              |
| 同 8月24日（木）同           | 置賜総合支庁西置賜地域振興局 |
| 同 8月25日（金）午前9時から      | 同              |
| 同 8月29日（火）午後1時30分から   | 置賜総合支庁         |
| 同 8月30日（水）午前9時から      | 同              |
| 同 9月7日（木）午後1時30分から    | 最上総合支庁         |
| 同 9月15日（金）同           | 庄内総合支庁         |
| 同 9月27日（水）同           | 山形国際交流プラザ      |
| 同 9月28日（木）午前9時から      | 同              |
| 同 10月6日（金）午後1時30分から   | 置賜総合支庁         |
| 同 10月12日（木）午前9時から     | 村山総合支庁北村山地域振興局 |
| 同 10月19日（木）午後1時30分から  | 庄内総合支庁         |
| 同 10月24日（火）同          | 村山総合支庁西村山地域振興局 |
| 同 10月25日（水）午前9時から     | 同              |
| 同 12月7日（木）午後1時30分から   | 村山総合支庁         |

3 オンラインによる講習の受講可能期間及び受講者登録完了期限

| 受 講 可 能 期 間              | 受 講 者 登 録 完 了 期 限 |
|--------------------------|-------------------|
| 令和5年9月1日（金）から10月2日（月）まで  | 令和5年8月30日（水）      |
| 同 10月10日（火）から11月10日（金）まで | 同 10月5日（木）        |

|                          |             |
|--------------------------|-------------|
| 同 11月15日（水）から12月15日（金）まで | 同 11月13日（月） |
|--------------------------|-------------|

4 講習受講対象者

危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第58条の14第1項及び第2項の規定により講習を受けなければならない危険物取扱者

5 受講手続

受講申請書を令和5年6月19日（月）から同年7月14日（金）までの間に、山形市鉄砲町二丁目19番68号山形県村山総合支庁本庁舎1階山形県危険物安全協会連合会に提出すること。

6 その他

詳細については、防災くらし安心部消防救急課消防保安担当（電話番号023(630)2228）又は山形県危険物安全協会連合会（電話番号023(632)5744）に問い合わせること。

山形県産業科学館の指定管理者を次のとおり募集する。

令和5年6月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 山形県産業科学館
- (2) 所在地 山形市城南町一丁目1番1号

2 指定の期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
  - イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
  - ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。
  - ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

(7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。

(8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。

(9) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(8)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
- ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間 令和5年6月13日（火）から同年7月18日（火）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15

分まで（正午から午後1時までの間を除く。）

- (2) 配布場所 山形県産業労働部産業技術イノベーション課科学技術振興担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2312

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 令和5年6月13日（火）から同年7月18日（火）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。

6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県産業科学館条例（平成12年10月県条例第72号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）、山形県産業科学館条例施行規則（平成12年12月県規則第131号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

令和6年度山形県立農林大学校の入校者を次のとおり募集する。

令和5年6月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集人員

40名

2 応募資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく高等学校を卒業した者（令和6年3月に卒業見込みの者を含む。）又はこれと同等以上の学力を有すると知事が認めた者

3 応募手続

入校志願書を次の期間内に新庄市大字角沢1366番地 山形県立農林大学校に提出すること（郵送による提出の場合は、当該期間の末日までの通信日付印があるものに限り有効とする。）。

- (1) 学校推薦型選抜 令和5年10月4日（水）から同月12日（木）まで
- (2) 一般選抜 令和5年11月8日（水）から同月15日（水）まで

4 選考試験

(1) 学校推薦型選抜

イ 期 日 令和5年10月23日（月）

ロ 場 所 山形県立農林大学校

ハ 試験科目 小論文及び面接

(2) 一般選抜

イ 期 日 令和5年11月24日（金）

ロ 場 所 山形県立農林大学校

ハ 試験科目 数学Ⅰ、生物基礎及び農業と環境の3科目の中から選択した1科目、国語総合（古典を除く。）、小論文並びに面接

5 その他

- (1) 山形県立農林大学校への入校については、1から4までに掲げる事項のほか、令和6年度山形県立農林大学校学生募集要項に定めるところによる。
- (2) 詳細については、山形県立農林大学校（電話番号0233(22)1527）、農林水産部専門職大学整備推進課（電話番号023(630)2383）に問い合わせること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、固定型モニタリングポストの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和5年6月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日時 令和5年7月24日（月） 午前10時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量 固定型モニタリングポスト 一式
- (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和6年3月29日（金）
- (4) 納入場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和5年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和5年1月27日付け県公報第374号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2721
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか山形県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

## 7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

## 8 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和5年7月6日（木）午前11時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同年6月29日（木）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出すること。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、県の都合により調達手續の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書による。

## 10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Monitoring Post Quantity: 1 set

(2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. July 24, 2023

(3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023(630)2721

山形県青年の家の指定管理者を次のとおり募集する。

令和5年6月13日

山形県教育委員会  
教育長 高橋 広 樹

## 1 募集する施設の名称及び所在地

(1) 名称 山形県青年の家

(2) 所在地 天童市小路一丁目7番8号

## 2 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

## 3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

(1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。

(3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。

(4) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。

(6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

(7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。

(8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法

人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。)を受けた日から2年を経過しない者でないこと。

- (9) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(8)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
  - イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
  - ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 令和5年6月13日（火）から同年7月18日（火）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 配布場所 山形県教育局生涯教育・学習振興課青少年教育施設担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2831  
 なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 令和5年6月13日（火）から同年7月18日（火）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。

6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県青少年教育施設条例（昭和52年3月県条例第25号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、令和5年3月から同年4月に実施した監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和5年6月13日

|         |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|
| 山形県監査委員 | 奥 | 山 | 誠 | 治 |
| 山形県監査委員 | 高 | 橋 | 啓 | 介 |
| 山形県監査委員 | 松 | 田 | 義 | 彦 |
| 山形県監査委員 | 海 | 老 | 名 | 信 |
|         |   |   | 乃 |   |

第1 監査の概要

- (1) 監査の基準  
 山形県監査委員監査基準（令和2年4月県監査委員訓令第1号）に準拠して実施
- (2) 監査の種類  
 財務監査（定期監査）
- (3) 監査の対象及び着眼点（評価項目）  
 財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか
- (4) 監査の実施内容  
 関係書類を調査するとともに、監査対象機関の長等から説明を聴取するなどの方法により実施

第2 監査実施状況

監査は、監査対象機関2箇所について、次のとおり実施した。

| 監 査 対 象 機 関       | 実 施 年 月 日 | 担 当 監 査 委 員 |      |
|-------------------|-----------|-------------|------|
| 置 賜 食 肉 衛 生 検 査 所 | 令和5年3月2日  | 星川委員        | 松田委員 |
| 山 形 空 港 事 務 所     | 令和5年3月2日  | 星川委員        | 松田委員 |

|                       |           |      |       |
|-----------------------|-----------|------|-------|
| 山 形 工 業 高 等 学 校       | 令和5年3月2日  | 星川委員 | 松田委員  |
| ゆ き わ り 養 護 学 校       | 令和5年3月2日  | 星川委員 | 松田委員  |
| 米 沢 興 譲 館 高 等 学 校     | 令和5年3月2日  | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 高 畠 高 等 学 校           | 令和5年3月2日  | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 村 山 特 別 支 援 学 校       | 令和5年3月2日  | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 天 童 警 察 署             | 令和5年3月2日  | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 職 員 育 成 セ ン タ ー       | 令和5年3月14日 | 星川委員 | 松田委員  |
| 山 形 職 業 能 力 開 発 専 門 校 | 令和5年3月14日 | 星川委員 | 松田委員  |
| 山 形 聾 学 校             | 令和5年3月14日 | 星川委員 | 松田委員  |
| 山 形 養 護 学 校           | 令和5年3月14日 | 星川委員 | 松田委員  |
| 上 山 高 等 養 護 学 校       | 令和5年3月14日 | 星川委員 | 松田委員  |
| 朝 日 少 年 自 然 の 家       | 令和5年3月14日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 庄 内 総 合 高 等 学 校       | 令和5年3月14日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 上 山 警 察 署             | 令和5年3月14日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 寒 河 江 警 察 署           | 令和5年3月14日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 鶴 岡 警 察 署             | 令和5年3月14日 | 森谷委員 | 海老名委員 |
| 山 形 中 央 高 等 学 校       | 令和5年4月25日 | 松田委員 | —     |
| 新 庄 北 高 等 学 校         | 令和5年4月25日 | 松田委員 | —     |

第3 監査の結果

是正又は改善を要する事項は次のとおりであり、それらを除いては、上記により監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われている。

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

イ 上山高等養護学校

(イ) 工事・物品購入等の分割が適切でないもの

(内容)

工事について、一括発注し競争入札に付すべきところ、1件250万円以下に分割し随意契約により発注しているもの 3件

a 寄宿舎棟自動水栓化工事

契約金額 2,145,000円

契約日 令和3年12月27日

工期 令和4年1月4日から令和4年3月30日まで  
 完成日 令和4年3月22日  
 請求書受理日 令和4年3月31日  
 支払日 令和4年4月27日

## b 職業棟自動水栓化工事

契約金額 1,430,000円  
 契約日 令和4年1月17日  
 工期 令和4年1月21日から令和4年3月30日まで  
 完成日 令和4年3月24日  
 請求書受理日 令和4年3月31日  
 支払日 令和4年4月27日

## c 管理棟自動水栓化工事

契約金額 2,145,000円  
 契約日 令和4年2月14日  
 工期 令和4年2月18日から令和4年3月30日まで  
 完成日 令和4年3月28日  
 請求書受理日 令和4年3月31日  
 支払日 令和4年4月27日

## ロ 山形中央高等学校

## (イ) 収入事務が適切でないもの

(内容)

授業料の減免申請に対する減免の適否の決定に、受理日から2箇月を超えているもの 2件  
 主な事例は以下のとおり

申請書受理日 令和4年8月31日

減免決定日 令和5年1月12日

## (ロ) 契約の締結又は履行が適切でないもの

(内容)

建設工事請負契約において、建設工事請負契約約款による契約保証金を徴すべきところ、徴していないもの

南棟ルーフドレン更新工事

契約金額 1,848,000円

要契約保証金 184,800円

## ハ 新庄北高等学校

## (イ) 執行管理体制が適切でないもの

(内容)

前年度会計の監査で指摘された事項について同様の遅延が繰り返されるなど、内部けん制が的確に機能していないもの

## a 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査が完了した日から4箇月を超えてしていないもの 11件 合計415,800円

主な事例は以下のとおり

新庄北高等学校浄化槽保守点検及び清掃業務委託(令和3年4月分)

検査日 令和3年4月13日

請求書受理日 令和4年3月31日

支払日 令和4年4月28日

支出額 18,150円

## b 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査が完了した日から2箇月を超えてしていないもの 4件 合計66,000円

主な事例は以下のとおり

新庄北高等学校浄化槽保守点検及び清掃業務委託(令和4年1月分)

検査日 令和4年1月17日

請求書受理日 令和4年3月31日  
 支払日 令和4年4月28日  
 支出額 11,000円

(㊦) 前年度会計の監査において注意した事項について、措置又は改善を行っていないもの  
 (内容)

支出事務が適切でないもの

正当な理由もなく、旅行の最終日から2箇月を超えて遅延している旅費の支給が相当数あるもの  
 2箇月超 66件  
 3箇月超 11件

(㊧) 支出事務が適切でないもの

(内容)

奨学のための給付金の支払について、申請書の受付から4箇月を超えてしていないもの 9件  
 主な事例は以下のとおり

令和4年度

受付年月日 令和4年7月1日

支出年月日 令和4年12月23日

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 支 出

(イ) 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査が完了した日から2箇月を超えてしていないもの（庄内総合高等学校）

(㊦) 報酬、給料、諸手当、報償費若しくは旅費等の額の決定又は支給が適切でないもので、5万円以上のもの（村山特別支援学校）

(㊧) 支出先を誤って支出したことにより、正しい債権者への支払が支払期限内に行われなかったもの（上山高等養護学校）

ロ 契 約

(イ) 自動販売機設置に係る賃貸借契約の入札をすべきところ行っていないもの（新庄北高等学校）

ハ その他

(イ) 前年度会計の監査において指導した事項について、措置又は改善を行っていないもの（高畠高等学校）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、令和5年4月に実施した令和3年度会計対象財政的援助団体等の監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和5年6月13日

|         |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|
| 山形県監査委員 | 奥 | 山 | 誠 | 治 |
| 山形県監査委員 | 高 | 橋 | 啓 | 介 |
| 山形県監査委員 | 松 | 田 | 義 | 彦 |
| 山形県監査委員 | 海 | 老 | 名 | 乃 |

1 監査の基準

山形県監査委員監査基準（令和2年4月県監査委員訓令第1号）に準拠して実施

2 監査の種類

財政的援助団体等監査

3 監査の対象

(1) 監査対象団体 西川町総合開発株式会社

(2) 監査対象期間 令和3年度

4 監査の着眼点

監査の対象となった財政的援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかといった観点から実施した。

5 監査の実施内容

監査対象期間における財政的援助等に係る出納その他の事務の執行等について、関係書類等を確認するなどの方法により監査を実施した。

6 監査の結果

監査対象期間における財政的援助等に係る出納その他の事務の執行等について、以上のように監査した限りにおいて、監査対象の団体毎の監査結果は次のとおりである。

(1) 西川町総合開発株式会社

監査実施年月日 令和5年4月21日

担当監査委員 松田 義彦

イ 監査事項

(イ) 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

| 管 理 施 設 名 | 令和3年度管理経費等  | 指 定 期 間                     | 業 務 の 内 容                   |
|-----------|-------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 弓張平公園     | 67,600,000円 | 平成30年4月1日<br>～<br>令和5年3月31日 | 弓張平公園施設の維持管理及び運営並びに利用料金の徴収。 |
| 山形県志津野営場  | 3,152,000円  | 平成30年4月1日<br>～<br>令和5年3月31日 | 志津野営場施設の維持管理及び運営並びに利用料金の徴収。 |

ロ 指摘事項（是正改善を要するとして指摘した事項） なし

ハ 注意事項（是正改善を要するとして注意した事項）

事業報告書の内容に誤りがあるもの

（内容）令和3年度弓張平公園事業の指定管理業務について、実績報告書の提出にあたり、経費の一部を誤って報告していたもの

誤実績報告額 77,744,099円

正実績報告額 76,030,799円

過大報告額 1,713,300円

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、山形県教育委員会教育長から、令和5年2月14日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和5年6月13日

山形県監査委員 奥 山 誠 治  
 山形県監査委員 高 橋 啓 介  
 山形県監査委員 松 田 義 彦  
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

| 監 査 対 象 機 関 | 指 摘 事 項                                              | 措 置 の 内 容                                                                                                                                                           |
|-------------|------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新庄神室産業高等学校  | 前年度会計の監査において指摘、注意又はそれら以外の指導をした事項について、措置又は改善を行っていないもの | 校長のマネジメントの下、旅費の支払遅延の主な原因である復命事務について、復命書の作成が省略可能なものを再確認するなどの効率化を図るほか、財務会計システムを活用することによりスケジュール管理を徹底し、教頭と事務室職員が旅費の執行状況を共有して速やかな復命書の提出を促す。<br>また、旅費の支払については、月に2回定期的に行う。 |

|          |              |                                                                                                                                          |
|----------|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 米沢商業高等学校 | 支出事務が適切でないもの | <p>業務総括者は、担当者が行う申請書の審査等の事務の進捗状況を把握し、必要に応じ指導・助言を行うほか、申請者からの必要書類の提出が遅れている場合等は、担当者以外の職員も協力して催促する。</p> <p>また、支払については、要件を満たした申請者から速やかに行う。</p> |
|----------|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、山形県知事及び山形県教育委員会教育長から、令和5年3月24日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和5年6月13日

山形県監査委員 奥 山 誠 治  
 山形県監査委員 高 橋 啓 介  
 山形県監査委員 松 田 義 彦  
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

| 監査対象機関      | 指 摘 事 項                 | 措 置 の 内 容                                                                                                                         |
|-------------|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 産業技術短期大学校   | 関係法令等に準拠して適正に処理されていないもの | 工事施工同等の回付時に、委任の有無を複数の総務課職員で十分に確認するとともに、確認した事実を伺いに明記することとした。また、予算措置の段階から本庁所管課との密な連絡調整等を行い、複数の部署によるチェック機能が働く体制とした。                  |
| こども医療療育センター | 契約事務が適切でないもの            | 令和5年2月1日付けで単価契約を締結した。今後は、処理状況が組織内で情報共有できるよう、入札結果の速やかな報告や入札調書の回覧を行うこととした。また、不落札で再入札となる場合には、対応方法や実施スケジュールについて組織内で協議することとし、再発防止に努める。 |
| 新庄南高等学校     | 関係法令等に準拠して適正に処理されていないもの | 事務室内において、関係通知や会計事務の手引等により、指定物品の購入権限など公所で執行可能な事務範囲の確認・共有を徹底する。決裁の際、疑義が生じた場合には、事務室の職員全員で確認を徹底する。                                    |
|             | 支出事務が適切でないもの            | 分校において、事務の遅延が生じないように、必要に応じて本校から事務職員を派遣し、サポートを行う体制とする。また、支出に関する管理表を作成し、本校と分校で共有することにより、支出事務の進捗管理を徹底し、支出の遅延防止を図る。                   |

|                 |                                                              |                                                                                                                                                                                                                               |
|-----------------|--------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>新庄養護学校</p>   | <p>前年度会計の監査において、指摘、注意又はそれら以外の指導をした事項について、措置又は改善を行っていないもの</p> | <p>校長のマネジメントの下、住居手当の認定において、住居届と通勤届に記載の住所が一致しているかを確認し、異なっている場合には、居住事実等の確認を徹底する。決裁の際には通勤手当の認定簿等も添付させ、担当者以外の職員も確認を徹底する。</p> <p>また、扶養手当について、担当者と支給対象職員に資格喪失の関係資料を配布し、職員会議でも周知を行うとともに、「扶養親族報告書」回覧時に認定簿を添付させ、担当職員以外の職員も確認を徹底する。</p> |
| <p>北村山高等学校</p>  | <p>支出事務が適切でないもの</p>                                          | <p>担当者が受理した請求書について、事務長も確認するとともに、事故防止のための内部研修や打合せ、声掛けを行い、事務室内のコミュニケーションを向上させる。また、支出事務チェックシートの作成・運用により、適切な支出事務の確保を図る。</p>                                                                                                       |
| <p>酒田光陵高等学校</p> | <p>支出事務が適切でないもの</p>                                          | <p>請求書の受理など教員から事務室への連絡漏れを防止するため、校内システム掲示板を活用するとともに、毎月の職員会議でも呼びかけ、教員全員に対して請求書等の提出漏れがないか確認を徹底する。また、支払手続について必要な事務を明確にし、事務職員と教員の間で共有することにより、支払遅延の防止を図る。</p>                                                                       |
| <p>山辺高等学校</p>   | <p>事務事業が適切でないもの</p>                                          | <p>管理職が担当者の状況を把握しながら、必要に応じて、声掛けを行うとともに、進捗状況を把握しながら、催促やサポートを行う。担当以外の職員においても、声掛けやサポート等を徹底するなど、事務室全体で適正な事務の執行に努める。</p>                                                                                                           |
|                 | <p>支出事務が適切でないもの</p>                                          | <p>管理職が担当者の状況を把握しながら、必要に応じて、声掛けを行うとともに、進捗状況を把握しながら、催促やサポートを行う。担当以外の職員においても、声掛けやサポート等を徹底するなど、事務室全体で適正な事務の執行に努める。</p>                                                                                                           |

|                |                                                              |                                                                                                                                                                             |
|----------------|--------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>米沢東高等学校</p> | <p>前年度会計の監査において、指摘、注意又はそれら以外の指導をした事項について、措置又は改善を行っていないもの</p> | <p>校長のマネジメントの下、事務室内で各種手当に関するチェックリストを作成・共有するとともに、職員が受講した研修資料を活用し、事務室内で研修会を行う。</p> <p>教員に対しては、各種手当に関して届出等が必要となった場合に速やかに事務室に連絡するよう、職員会議で4半期に1回程度、資料を配付し周知を行い、手続き漏れ等の防止を図る。</p> |
|----------------|--------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|